

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

プール給水管破損箇所の修繕

2 履行場所

港北区日吉本町6丁目69番
横浜市立高田東小学校 敷地外プール

3 契約日

令和5年6月27日

4 履行日

令和5年6月28日

5 契約金額

196,900円

6 契約の相手方

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

目洗い場やシャワー系統の給水管が破損したが、止水栓のバルブが故障して空回りするため水を止められない状態となった。通路が水浸しになり水泳の授業に影響があるだけでなく、水道代の大幅な上昇にも繋がる。また、プールが敷地外に位置し、すぐ隣が道路という立地であり、近隣の方にも迷惑がかかるため緊急契約で対応した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録されている業者のうち、管の資格を有し、迅速に対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立高田東小学校